

特別教育講習のご案内

2025.3

大阪国際研修センター

1人当たりの料金 ※特別教育講習費は入国後講習費と一緒にご請求させていただきます。

1日講習	15,000 円（税別）
2日間講習	30,000 円（税別）
3日間講習	45,000 円（税別）
小型車両系建設機械	38,000 円（税別）

※含まれている費用 講習費 テキスト代（日本語） 通訳費 交通費 修了証発行費

【講習時間】 9:00~17:00 科目によって講習日数が異なります。（下記参照）

【持ち物】 動きやすい服装と靴 筆記用具 お弁当 ヘルメット
※ヘルメットは無料貸し出しがございます。

※引率と持ち物の案内はセンタースタッフが行います。

■注意事項■

- ・申込みは 2名以上からをお願いいたします。（1名のみ申込みはできかねます）
- ・講習依頼票と同時に 特別教育申込書でお申込みください。

※申込書の氏名と生年月日に誤りがあった場合、再発行手数料として **修了証1枚当たり 1,500 円（税別）**発生いたします。

- ・原則、修了証は講習日修了当日に受け取れます。

・通訳はベトナム、ミャンマー、インドネシア、中国、タイ、モンゴル、ネパール、フィリピン、英語、の手配が可能です。

【講習可能な特別教育科目】 **赤字**で講習日数が記載されているもの以外は1日で修了します。

- ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務（安規 36 条号別 1）
- ・最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務（安規 36 号別 5） **2 日間**
- ・ローラーの運転の業務に係わる業務（安規 36 条号別 10） **2 日間**
- ・作業床の高さ 10m 未満の高所作業車の運転業務（安規 36 条号別 10 の 5） **2 日間**
- ・巻き上げ機の運転の業務（安規 36 条号別 11） **2 日間**
- ・つり上げ荷重 5 トン未満のクレーン運転業務（安規 36 条号別 15） **2 日間**
- ・つり上げ荷重 5 トン未満の床上操作式クレーン **2 日間**
- ・小型車両系建設機械 **2 日間**
- ・石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務（安規 36 条号別 37）
- ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（安規 36 条号別 39）
- ・墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務（安規 36 条号別 41）
- ・アーク溶接等の業務に係る特別教育 **3 日間**
- ・玉掛けの業務に係る特別教育 **2 日間**
- ・丸のこ等取扱い作業従事者教育